

第1章 計画の策定にあたって — 基本理念

(1) 県民の生活の質の維持及び向上

- ・ 県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す

(2) 今後の人口構成の変化に対応

- ・ 人口減少が進行する中、医療・介護ニーズの増大する75歳以上人口は増加する一方で、生産年齢人口は減少が予測される
- ・ 医療・介護制度の持続のため、限りある地域の資源を効果的かつ効率的に活用

(3) 目標及び施策の達成状況

- ・ 毎年の進捗状況及び計画最終年度の調査・分析結果の公表、実績の評価

第2章 医療を取り巻く現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 令和4年10月現在の人口:110万7千人 今後も減少傾向が続く見込
うち65歳以上:37万5千人(33.9%) 令和7年頃にピークを迎え、以降減少
- ・ 一方、医療・介護ニーズの増大する75歳以上:20万人(18.1%)、
うち85歳以上:7万5千人(6.8%) いずれも今後しばらく増加していく見込

(2) 県民医療費の状況(令和3年度)

- ・ 医療費総額:4,801億円、1人当たり医療費:431千円(全国5番目の高さ)
ともに今後も上昇していく見込
- ・ 医療費のうち、生活習慣病の占める割合が25%

(3) 人工透析患者の状況(令和3年)

- ・ 透析患者数:人口100万人当たり 3,662.5人(全国5番目の高さ)
- ・ 新規透析導入患者数:人口100万人当たり 356.4人(全国10番目の高さ)
うち最も多い原疾患である糖尿病性腎症 131.1人(全国18番目の高さ)

(4) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率(令和3年度)

- ・ 特定健康診査:57.2%(全国16位)
- ・ 特定保健指導:31.9%(全国8位)

第3章 令和11年度までに達成すべき目標(数値目標設定のみ)

- (1) 特定健康診査の実施率:70% (2) 特定保健指導の実施率:45%
- (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率:25% ※H20年度比較
- (4) たばこ喫煙率:10.4%(R4年度喫煙率:16.5%)
- (5) たばこで不快な思いをする者の割合:30%以下 (R4年度割合:54.3%)
- (6) 糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数:148人以下(R3:146人)
- (7) 後発医薬品の使用割合:80%以上の数量シェアを維持
(R5年3月度使用率:84.4%(全国27位))
- (8) バイオ後続品の使用:数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上に到達

第4章 目標達成に向けた施策

(1) 生活習慣病等の発症・重症化予防の推進

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率及びがん検診受診率の向上
- ・ 保険者による特定健診等データを活用した保健事業の推進
- ・ 保険者協議会との連携
 - ・ たばこ対策の推進
- ・ 歯と口の健康づくりの推進
- ・ 糖尿病性腎症等慢性腎臓病の重症化予防の推進
- ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

(2) 健康寿命日本一おおい県民運動の推進

- ・ 県民運動の展開(減塩、野菜摂取、運動)
- ・ 誰もが自然に健康になるための社会環境整備(健康経営事業所の推進)

(3) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進・医薬品の適正使用の推進

- ・ 医療関係者への理解促進と県民への正しい知識やメリットの普及啓発

(4) 医療資源の効果的・効率的な活用

- ・ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の適正化
- ・ リフィル処方箋の医療関係者への周知

(5) 病床機能の分化・連携の推進

(6) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

- ・ 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援

(7) 地域包括ケアシステムの推進

(8) 在宅医療の推進

(9) その他 県民への意識啓発

医療費見込み

※目標が100%達成された場合の見込

単位:億円

区分	R3年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
県民医療費	4,801	5,057	5,149	5,232	5,317	5,403	5,491
うち入院	2,103	2,382	2,425	2,466	2,508	2,550	2,593
うち入院外	2,698	2,675	2,724	2,766	2,809	2,853	2,898
適正化効果額 合計							162

第5章 計画の進行管理等

- (1) 進行管理: PDCAサイクルによる事業の進行管理と進捗状況の公表
- (2) 計画周知: 県民一人ひとりに計画を理解してもらうため市町村等を通じた周知
- (3) 推進体制: 国、県、保険者、医療の担い手等がそれぞれの役割で互いに連携